

重要なお知らせです

回覧

農家の皆さんへ

水田活用の交付金対象水田と畑地化について

水田活用直接支払交付金の交付対象水田

令和4年～8年の5年間に一度も水張りが行われない農地は、令和9年以降、交付対象となりません。

(転換作物が固定化している水田は畑地化を検討しましょう！)

水張り＝水稻作付けを基本としますが、①②の両方に該当する場合は、水張りを行ったとみなします。

- ① 湛水管理を1か月以上行う
- ② 連作障害による収量低下が発生していない

畑地化促進事業

畑地化支援・定着促進支援・決済金等支援

- ①畑地化支援：水田における畑地化の取組(注1)を支援
- ②定着促進支援：**水田を畑地化**して、高収益作物等の定着等を図る農業者を作付面積に応じて、5年間支援(①とセットで支援)

対象作物	畑地化支援 (令和7年産単価)	定着促進支援 (令和7年産単価)
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a	・ <u>2.0(3.0※)万円/10a×5年間</u> または ・ <u>10.0(15.0※)万円/10a (一括)</u> ※ 加工・業務用野菜等の場合
畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とう もろこし、そば等)	10.5万円/10a	・ <u>2.0万円/10a×5年間</u> または ・ <u>10.0万円/10a (一括)</u>

注1 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指す。(地目の変更を求めるものではない。)

③土地改良区決済金等支援

畑地化により土地改良区に支払う必要が生じた場合に、決済金等を支援

問合せ：茅野市農林課農政係 TEL:72-2101(内線 403)